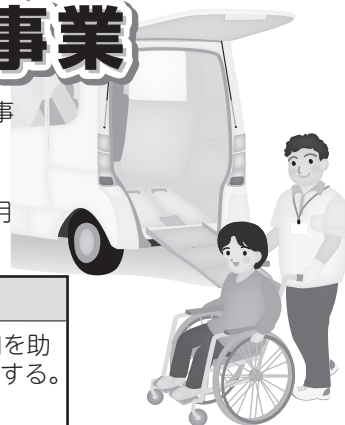


重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

新規で助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

また、現在利用されている方は、更新申請が必要です。更新案内を送付していますので、3月29日までに申請してください。



事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの乗車運賃の一部を助成。1ヶ月あたり、タクシー乗車券(500円)を4枚交付。	1ヶ月に自動車燃料費に要した費用を助成。ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。毎月、請求書の提出が必要です。(燃料費の領収書を添付)
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月から対象	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月の翌月から対象
申請に必要な書類等	・申請書 ・障害者手帳	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証(介護者が運転の場合、介護者の運転免許証)

※75歳以上の方を対象に高齢者タクシー利用助成がありますが、左記制度をご利用の方は、高齢者タクシー利用助成は受けることができません。制度の詳細については、下記までご連絡下さい。

【申込み・問い合わせ先】
保険福祉課
TEL 377-5659

「令和6年度(前期)配食サービス」の申請受付について

上限60名
まで



令和6年4月からの在宅のひとり暮らし高齢者の方などを対象とした配食サービスを以下の通り実施します。

ご希望される方は、保険福祉課へ申込みをお願いします。

問い合わせ先
保険福祉課 TEL 377-5659

対象となる人	※65歳以上で、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯、又は傷病等の理由により食材の調理が困難な高齢者 ※同一家屋(2世帯住宅、同アパートを含む)、同一敷地内及び、隣接する敷地の家屋に扶養義務者(希望者の1親等内の親族)が在住していない方 ※上記以外に民生委員が特に必要と認めた方
配食日(全12日)	4月3日(水)・17日(水) 5月1日(水)・15日(水) 6月5日(水)・19日(水) 7月3日(水)・17日(水) 8月7日(水)・21日(水) 9月4日(水)・18日(水)
個人負担	1食あたり400円
申込方法	保険福祉課へ申請書の提出をお願いします。



新型コロナワクチンの
全額公費による接種は、
令和6年3月31日で
終了します。

接種をご希望の方は、医療機関などで期間内に余裕を持って受けてください。

なお、令和5年9月20日以降に追加接種を受けた方は、すべての接種が終了していますので、これから接種を受けることはできません。



問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652